

## 入院診療費について

### 高額療養制度・入院食事療養費について

患者様がお支払いされた医療費（食事代・個室料を除く）が、1ヶ月（暦月）で患者様の所得に応じた一定額を超えた場合、その超えた金額が支給される制度です。

令和6年6月1日～

70歳未満の方				
所得区分	自己負担限度額 (1ヶ月の負担上限額)	多数該当	標準負担額 (1食あたり)	
【区分ア】 (年収約1,160万円以上)	健保:標準報酬月額83万円以上 国保:年間所得901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円	490円
【区分イ】 (年収約770万～1,160万円)	健保:同53万円～79万円 国保:同600万円～901万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円	
【区分ウ】 (年収約370万～約770万円)	健保:同28万円～50万円 国保:同210万円～600万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円	
【区分エ】 (年収約370万円)以下	健保:同26万円以下 国保:同210万円以下	57,600円		
【区分オ】	住民税非課税	35,400円	24,600円	入院日数90日以内 230円 入院日数90日超 160円

70歳以上の方				
所得区分	自己負担限度額 (1ヶ月の負担上限額)	多数該当	標準負担額 (1食あたり)	
【現役並所得Ⅲ】 (年収約1,160万円以上)	標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円	490円
【現役並所得Ⅱ】 (年収約770万～1,160万円)	標準報酬月額53万円～79万円 課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円	
【現役並所得Ⅰ】 (年収約370万～770万円)	標準報酬月額28万円～50万円 課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円	
【一般】 (年収約156万～370万円)	標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満	57,600円		
【低所得者Ⅱ】	住民税非課税	24,600円		入院日数90日以内 230円 入院日数90日超 160円
【低所得者Ⅰ】	住民税非課税/所得が一定以下	15,000円		110円

### 限度額適用認定証について

「限度額適用認定証」の交付を受け、1階受付窓口にて提示することにより、高額療養の自己負担限度額分のみを支払うことができます。マイナンバーカードを提示される患者様については申請は不要です。

#### 【申請窓口】保険の種類によって申請窓口は異なります

申請窓口		必要なもの
国民健康保険 後期高齢者医療	保険証が発行された市町村 (青森市役所 国保医療年金課 国保給付チーム TEL017-734-5343) (浪岡事務所 健康福祉課 国保年金チーム TEL0172-62-1153)	健康保険証 印鑑(認印) など
全国健康保険協会 (協会けんぽ)	全国健康保険協会県支部 (協会けんぽ青森支部 TEL017-721-2799 〒030-8790 青森市長島2丁目25番3号 ニッセイ青森センタービル8階)	
組合保険 共済保険 国保組合等	各保険組合または職場の担当部署	

#### 【注意事項】

- 食事代・個室料など自費のものは含まれません。
- 申請をした月から有効になります。該当の方は速やかに手続きをお願いします。
- 限度額認定証が発行されましたら、1階受付窓口にご提示ください。窓口にご提示された月からの適用となります。前月分については適用できませんので、ご注意ください。